

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新潟県 古志郡 山古志村

2 構造改革特別区域の名称

やまこしむら農地利用特区

3 構造改革特別区域の範囲

新潟県古志郡山古志村の全域

4 構造改革特別区域の特性

本村は新潟県のほぼ中央に位置し長岡市、小千谷市、栃尾市及び広神村など6市町村に隣接した山あいの小さな農山村であり、昭和31年3月31日山古志郷4カ村（種芋原村、大田村、竹沢村、東竹沢村）が合併して新設された村である。

山間丘陵地のためほとんどが傾斜地であり、農地は谷底から山頂まで階段状に耕作されておりその中に14の集落が点在している。

気候は、日本海側の特有の気候を表し、夏季は晴天が続き高温多湿であり、冬期は季節風が強く、全国有数の豪雪地帯である。積雪は、平年で3.0m強で根雪期間は120日にも及ぶため、雪が住民の生活に大きな障害となっている。

このような厳しい自然条件の理由や高度成長期とともに人口の流失が一段と厳しくなり、転出が転入を大きく上回り昭和35年には6,016人であった人口も現在は、685世帯2,184人と36%に減少し、社会動態による減少が続いている。年齢別人口構成比は、年少人口12.1%、生産年齢人口58.6%、65歳以上の老年人口29.3%となっており、年少人口と生産年齢人口がともに減少する一方、老年人口は増加を続け、県内でも過疎化、高齢化の進展が特に激しい地域となっている。

地域の土地利用の状況は、山古志村総面積39.83K^mで利用形態は、地目別面積で田畑15.4%、宅地0.9%その他83.7%となっており、田畑611haのうち傾斜地が1/20以上の中山間地域等直接支払制度対象農地がほぼ全域である。この内、現在経営耕地面積が、167ha

(田146ha・畑21ha)で、多少手を加えれば耕作地になる可能性があるいわゆる耕作放棄地は30haほどある。このほか長期に渡り放置し現在原野化している土地は多く、これらを含んだ農地利用が必要となってきたりしている。

就業人口について、平成12年国勢調査産業別では、第一次産業337人(28.7%)、第二次産業449人(38.3%)、第三次産業388人(33.0%)で、平成2年に第二次産業が第一次産業を上回って以来第二次産業の伸びが著しい。支流であった農業はさらに減少し、生活体系の変化、若者の農業者離れといった傾向があり、安定雇用、安定収入を求める人々がさらに多くなると思われ今後耕作放棄地が急速に増える事が懸念される。

しかし、生産された米、野菜の食味は一等級でありブランド化しつつあり、近年では特産の錦鯉を中心に若い後継者も育ちはじめ明るい兆しも見えてきている。農業は自然保護等中山間地域の果たすべき役割であるため、遊休農地利用、農業者の高齢化や後継者不足の解消を図るべく、株式会社等新たな農業主体の参入を受け入れることにより地域の活性化を図る必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本村の農業は、自然的、地形的に恵まれないため規模は零細で、農業依存度は低く、経営意欲の減退が懸念される。

農業は、国土保全、自然保護等中山間地域の果たすべき役割の上からも村の重要な産業であり、地域に即した振興を図らなくてはならない。

そのため、農協等指導体制強化の充実を図り、安易な規模拡大、過剰投資をさげ景観を生かした、農用地再編、基盤整備の促進等により中核農家や担い手の育成を図るとともに、新たな地域活性化方策が必要となる。

また、自然的、地形的に恵まれないことから、若者の農業はなれは深刻化しており、農業経営者の高齢化と担い手不足といった状況下から、耕作放棄地や遊休農地の増加が年々増加傾向にある。

このような状況を打開するためには、現在の農業関係者だけでは危機を

打破することが困難であり、新たに農業に取り組む意欲のある人や企業に、積極的に農業参入を行ってもらい、現況の枠組みにとらわれない新農業構想を発掘し、当該地域特有の自然と資源を活かした村の活性化や国土保全を図るものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本村のもつ、優れた自然環境と歴史的風土の維持保全を図りながら、美しい自然と環境に囲まれた生活基盤を実現することにある。このためには、乱開発を防止し、土地取引の届け出、許可などの適切な施行や秩序ある土地利用を進め、快適な環境と地域特性を活かしながら、長期的展望に立って総合的な土地利用計画の策定をしなければならぬ。

下記(1)から(4)までの目標を掲げるものとする。

(1) 遊休地・休耕田の再生化と国土保全

当地域内及び隣接地域における特定法人を対象に農業への参入を認めることにより、遊休地や休耕田の計画的再生が図られ、自然な地形に合った基盤整備も促進していくことが可能となる。現に、遊休地は、密林状態にあることから、日照量や通風量に影響があり山林全体として不健康な状況である。

(2) 定住対策と担い手の確保

特定法人の農業参入で、計画的農業経営が図られることとなり、新規就農者の新たな担い手の確保が期待される。これは農業に携わった事のある人、ない人誰もが即人員戦力となり雇用としても充分成果が上げられることになる。また、雇用の安定が図られることにより、身近な通勤収入の安定などから、地域に定住できる環境が整い過疎化の歯止めが期待できる。

(3) 従来環境を生かした農村産業の育成

昔を振り返り、地域の伝統と文化を継承し、付加価値のついた山古志ブランドの確立をめざす。

(4) 企業的農業経営体の確立

「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は、採草放牧地の特定法人への貸付け事業」を導入することで、新たに農業に取り組む意欲のある人や企業に、積極的に農業参入を行ってもらい、現況の枠組みにとらわれない新農業構想を発掘し担い手不足への対応を図り、農地の遊休化を防止する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域特産品の振興

遊休農地及び今後予想される耕作放棄地を利用し、下記の農作物を生産、加工、販売により地域振興が図られる。

- ・ 天然水のみを利用した米の生産及びハサ掛米のブランド化
平成17年度 2ha、平成20年度 10ha（見込み）
- ・ 健康野菜及び山菜の生産
平成17年度 5ha 平成20年度 10ha（見込み）
- ・ 野草、きのこの生産
平成17年度 5ha 平成20年度 10ha（見込み）

(2) 安全な農作物の生産、提供

安全で安心な農作物を提供するために、従来の農業と企業の融合により互いのノウハウや資材を共有し、資源のエコサイクルを考え、低農薬栽培を推進し、栽培リストを添付により安全を証明した産物を観光と連帯しながら提供することにより農業の振興を図る。

(3) 農地・景観・自然の維持

遊休農地活用を行い、従来の姿に戻すことにより中山間地域特有の生態系を復活するとともに、治山、災害抑制等さまざまな機能が確保される。

- ・ 遊休農地面積 S60～H12 田 107ha
畑 22ha
- ・ 解消面積 H20 田 10ha
畑 20ha

(5) グリーンツーリズムによる地域の活性化

農業体験・観光農園・契約栽培（オーナー制度）により農を通して都市住民と交流を持つことにより、長期滞在型の交流人口の増加と農業生産の向上、景観の保全と共に住民の収入の増加や新規定住者の増加により地域の活性化が図られる。

8 特定事業の名称

- ・ 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

全ての村民が、より良い環境の中で健康で明るく生きがいのある生活を営めることが行政の目指す望ましい社会である。かつては、厳しいだけの自然条件であったが、現在それらが育んだ生活、文化が新たな価値をもち、村の貴重な資源として輝きを持ちはじめている。

これらの状況と産業を合致させ、今後新たな規制緩和措置を活用していく必要がある。

- (1) 地域の空き校舎や宿舎を利用して、特定法人が簡易宿泊所を開設し新規就農者等の農業体験や研修を実施する事業。
- (2) 遊休地を活用した、小規模農地区画整備を行い、都市住民に貸付けを行う担い手対策と定住促進事業。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規則の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

番 号：1001

特定事業の名称：地方公共団体又は農地保有合理化法人による
農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事
業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- ・ 構造改革特別区域内で特区の認定を受けて、上記1の特定事業の用に供するため、農地所有者から所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する町村又は農地保有合理化法人
- ・ 構造改革特別区域で特区の認定を受けた町村又は農地保有合理化法人と協定を結び農地等の貸付けを受けて農業に参入する農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日から

4 特定事業の内容

- ・ 事業に関与する主体

農地等貸付ける主体は、構造改革特別区域内で特区の認定を受けた町村又は農地保有合理化法人とする。

農地等貸付けを受けて農業に参入する主体は、上記2に記載の特定法人とする。

- ・ 事業が行われる区域

新潟県古志郡山古志村全域

- ・ 事業の実施期間

認定を受けた日から

・ 事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載する特定法人の農業への参入と農業経営に必要な附帯する各種農業関連施設とする。

遊休農地及び今後予想される耕作放棄地を当初水田 2 ha 畑 10 ha を利用し、平成 20 年までには、合計 30 ha の農業経営を予定している。

農業経営面積・主な事業

水田 10 ha 特例米の栽培（低農薬栽培）

やまこし米のブランド化

生産システムの構築

遊休地の活用

機械の有効利用・耕作請負

担い手育成

雇用の確保

市場の確保

定住促進

畑 20 ha 野草、山菜、きのこの栽培

自然繁殖の薬草の採集及び商品化

遊休地の確保

栽培可能な薬草の選出及び栽培

加工

自然生息な環境の整備

乱獲の防止

担い手育成

雇用の確保

定住促進

5 当該規制の特例措置の内容

地域の土地利用の状況は、山古志村総面積39.83Km²で利用形態は、耕地15.4%、宅地0.9%その他83.7%となっており、耕地面積611haのうち傾斜地が1/20以上の中山間地域等直接支払制度対象農地がほぼ全域である。

経営耕地面積は、1995年で199ha、2000年で167haと32ha減少し、耕作放棄率が1995年は5.5%であったが2000年では18.0%と急激に増加しており、深刻な状況下において早期対策が必要となる。

また、農業従事者の高齢化と後継者不足の問題も抱えており、高齢化率(65歳以上)は、1995年で28.9%、2000年で35.5%(県平均2000年は31.8%)と6.6%増加している。後継者不足については、2000年で、総農家389戸の内60.2%が後継者不在となっており、農業後継者が不足しているなか維持管理が十分できない耕作地の効率的利用を図る必要がある。

就業人口について、平成12年国勢調査産業別では、第一次産業337人(28.7%)、第二次産業449人(38.3%)、第三次産業388人(33.0%)で、平成2年に第二次産業が第一次産業を上回って以来第二次産業の伸びが著しい。支流であった農業はさらに減少し、生活体系の変化、若者の農業者離れといった傾向があり、安定雇用、安定収入を求める人々がさらに多くなることと思われ今後耕作放棄地が急速に増える事が懸念される。

しかし、生産された米、野菜の食味は一等級でありブランド化しつつあり、近年では特産の錦鯉を中心に若い後継者も育ちはじめ明るい兆しも見えてきている。農業は自然保護等中山間地域の果たすべき役割であるため、遊休農地利用、農業者の高齢化や後継者不足の解消を図るべく、新たな地域づくりが必要となっている。

山古志村では、平成12年度から耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払制度を実施することにより、適正な農業生産活動が維持され、洪水や土砂崩れの防止、定住条件の向上や農業基盤整備が改善されてきた。こう

したなか、農業経営者は、年々減少傾向にあり農地の遊休化は避けては通れない状況下にある。よって、構造改革特別区域には「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は、採草放牧地の特定法人への貸付け事業」を導入することで、担い手不足への対応を図り、農地の遊休化を防止する。また、関連事業や今後実施可能となる特例措置及び全国規制緩和措置や補助事業を大いに活用しながら、地域特有の環境と資源を活かした地域経済の活性化を図るものである。